2　機構は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。
一　特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施に関する基本方針の策定
二　特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有
三　特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施を確保するための専門家の派遣、助言その他の支援
四　主務大臣に対する、その行う特定政府出資会社の業務の実績の評価に関する必要な情報の提供

第九十七条を第百一条とし、同条の次に次の五条を加える。

（機構が従うべき投資基準）

第百二条　経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たって機構が従うべき基準（以下この章において「投資基準」という。）を定めるものとする。

2　投資基準においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　特定資金供給を特に重点的に実施すべき事業分野の選定に関する事項
二　特定資金供給の内容に関する事項
三　取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項
四　人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあっては、その内容

3　経済産業大臣は、第一項の規定により投資基準を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣（特定投資事業者に対する特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に係る事業を所管する大臣をいう。第百四条第三項において同じ。）の意見を聴くものとする。

4　経済産業大臣は、第一項の規定により投資基準を定めたときは、これを公表するものとする。

5　経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、投資基準を変更するものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による投資基準の変更について準用する。

（特定資金供給の決定）

第百三条　機構は、特定資金供給を行おうとするときは、投資基準に従って、その対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定しなければならない。

2　機構は、特定資金供給を行うかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3　機構は、前項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一　特定資金供給の内容
二　特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援の内容及び実施体制に関する事項
三　取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項
四　人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあっては、その内容

第百四条　経済産業大臣は、前条第三項の認可の申請があった場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合するかどうかを審査するものとする。
一　投資基準に適合するものであること。
二　特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

2　経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前条第二項の認可をするものとする。

3　経済産業大臣は、前条第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣の意見を聴くものとする。

（特定資金供給に関する認可の変更）

第百五条　機構は、第百三条第三項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の認可について準用する。

（認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価）

第百六条　機構は、認可特定投資事業者（機構が第百三条第二項の認可を受けて、特定資金供給を行う特定投資事業者をいう。以下同じ。）の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2　機構は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、認可特定投資事業者に対し評価の結果を通知するとともに、当該評価の結果に応じて、認可特定投資事業者に対し、特定資金供給に係る資金の回収その他必要な措置をとらなければならない。

3　機構は、第一項の評価を行い、又は前項の措置をとったときは、経済産業大臣に当該評価の結果又は当該措置の内容を報告しなければならない。

4　経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、投資基準を変更するものとする。

第四章第三節中第九十六条を第百条とし、第九十五条を第九十九条とし、第九十四条を第九十八条とする。

第九十三条第六項中「出席し、」の下に「委員会が第九十五条第一項第二号に掲げる評価を行おうとするときその他」を加え、同条を第九十七条とする。

第九十二条第八項を同条第九項とし、同条第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「及び社外取締役」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　委員の過半数は、社外取締役でなければならない。

第九十二条を第九十六条とする。

第九十一条第一項中「（特定事業活動の支援（第九十七条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定事業活動支援」という。）の内容が出資（その額が一定額以下のものその他の経済産業省令で定めるものに限る。）のみである場合にあっては、第一号に掲げる決定を除く。）」を「及び評価」に改め、同項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「第百一条第一項の株式等」を「第百十条第一項の有価証券」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「第九十九条第一項の特定事業活動支援」を「第百八条第一項の直接資金供給（機構が第百一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務により特定事業活動を行う事業者に対して直接行う資金供給をいう。以下同じ。）」に、「当該特定事業活動支援」を「当該直接資金供給」に改め、「決定」の下に「（直接資金供給の内容が第百一条第一項第一号に掲げる出資のみであって、その額が一定額以下である場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　第百三条第一項の特定資金供給（機構が第百一条第一項第一号から第七号までに掲げる業務により特定投資事業者に対して行う資金供給をいう。以下同じ。）の対象となる事業者及び当該特定資金供給の内容の決定

二　認可特定投資事業者（第百六条第一項に規定する認可特定投資事業者をいう。次号及び第百一条第一項第十二号において同じ。）の業務の実績に関する評価

三　保有する認可特定投資事業者の有価証券（金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第百一条第一項第七号を除き、以下同じ。）又は債権の譲渡その他の処分の決定

第九十一条第二項中「前項第一号」を「前項第一号及び第三号から第五号まで」に、「（特定事業活動支援の内容が出資（その額が一定額以下のものその他の経済産業省令で定めるものに限る。）のみである場合を除く。）及び同項第二号に掲げる事項の決定」を「並びに同項第二号に掲げる評価」に改め、同条を第九十五条とする。